四国中央市建築物における木材の利用の促進に関する方針(概要)

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、木材利用促進本部が定める「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(令和3年10月1日木材利用促進本部決定。以下「国基本方針」という。)及び法第11条第1項の規定に基づき愛媛県が定める「建築物における木材の利用の促進に関する方針」(以下「県方針」という。)に即して、法第12条第1項の規定に基づき、市の区域内の 建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めるものである。

第1 市の区域内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- 1 木材の利用促進の意議
 - ○公共建築物のみならず、建築物全体における木材の利用の促進が、脱炭素社会の実現、 森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、地域経済の活性化等に貢献 すること。
- 2 木材の利用を促進すべき公共建築物
 - ○市が整備する公共の用又は公用に供する建築物等であって、広く市民に利用され、市民 の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる建築物等
- 3 施策の具体的方向
 - ○公共建築物において、積極的に木造化を推進する。
 - ○CLT や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用促進に努める。
 - ○木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。
 - ○公共建築物において使用される備品や消耗品としての木材利用・木質バイオマスの利用 の促進を図る。
- 4 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲
 - ○木材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を推進する。
- 5 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立
 - ○木材の利用促進に当たっては、森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な 森林施業の確保、並びに合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図る。
- 第2 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標
 - ○整備する公共建築物のうち、積極的に木造化を促進する公共建築物について木造化を図る。
 - ○高層・低層に関わらず内装等の木質化、備品及び消耗品としての木材利用、木質バイオマス利用を推進する。

- ○公共事業において、間伐材の利用を促進する。
- ○CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用を検討する。
- 第3 木材の適切な供給の確保に関する基本事項
 - ○木材の供給に携わる者が連携して、供給体制の整備等に取り組む。
- 第4 その他公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項
 - ○市以外の者が整備する公共性の高い建築物における木材の積極的な利用促進を行う。
 - ○市内の関係部局間の連絡・調整等を円滑に行う。
 - ○公共建築物における木材の利用状況や情勢の変化に鑑み、必要が生じた場合は、市方針 を変更することとする。